単位当たり共済金額の範囲（令和7年産大豆告示額）

単位：円

共済目的の種類	類区分		対象者		10kg当たりの共済金額の範囲														
					一般用										種子用				
大豆	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	交付農業者	課税交付農業者	3,110	2,800	2,490	2,180	1,870	1,540	1,390	1,230	1,080	920	4,550	4,100	3,640	3,190	2,730
				免税交付農業者	3,180	2,860	2,540	2,230	1,910	1,540	1,390	1,230	1,080	920					
			交付農業者以外の者							1,540	1,390	1,230	1,080	920					
	3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆			2,340	2,110	1,870	1,640	1,400										
	6類 7類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	交付農業者	課税交付農業者	3,110	2,800	2,490	2,180	1,870	1,540	1,390	1,230	1,080	920	4,550	4,100	3,640	3,190	2,730
				免税交付農業者	3,180	2,860	2,540	2,230	1,910	1,540	1,390	1,230	1,080	920					
			交付農業者以外の者							1,540	1,390	1,230	1,080	920					
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆			4,530	4,080	3,620	3,170	2,720										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆			2,340	2,110	1,870	1,640	1,400										
	9類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆			4,530	4,080	3,620	3,170	2,720										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆　又は帳簿書類によっては品種別収穫量が明確に区分できない黒大豆			2,340	2,110	1,870	1,640	1,400										

※ 「交付農業者」とは農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。